

令和8年度 保健事業について

当組合の令和8年度の保健事業について下記のとおりご案内申し上げます。

なお、ご不明点等がございましたら、当組合本支部までお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

記

<新規事業>

① 特定保健指導流入防止対策（啓発文書の送付）

新たに特定保健指導対象者となられる方を減らすために、前年度の健診では特定保健指導の対象者ではないものの、体重と腹囲の増加により特定保健指導対象者になるリスクが高い方に啓発文書を送付いたします。

② セルフメディケーションの推進

市販薬（OTC 医薬品）の利用促進の他、自発的な健康管理や疾病予防の取組を推進するためリーフレットの配布等を行います。

<拡充事業>

① 各種健（検）診内容と費用補助の拡充

被保険者及び被扶養者の健康保持増進と健診受診率向上を図るため、健診項目と費用補助の見直しを行います。

※詳細は、組合ホームページお知らせ上に掲載の「各種健（検）診に係る取扱いの変更について」をご覧ください。

② 保健事業ガイドの発行

令和8年度からの各種健（検）診内容と費用補助の拡充に伴い、当組合の保健事業を網羅した冊子を全被保険者のご自宅に送付いたします。

③ メンタルヘルス・フィジカルヘルスセミナー及び健康動画のメニューの追加

被保険者のヘルスリテラシー向上と事業所の健康経営の取り組みに資するよう、各種セミナー及び健康動画のメニューを刷新いたします。

（高年齢従業員に対する取り組みとして、フィジカルヘルスセミナーのコンテンツに、「転倒災害予防のため のからだチェック&エクササイズ」を追加いたします。）

※詳細は、組合ホームページお知らせ上に掲載のリーフレットをご覧ください。

<保健事業一覧>

●疾病予防

- ① [各種健診・オプション検診・保健指導](#)
- ② [各種歯科健診](#)
- ③ [郵送検診（歯周病リスク検診・ピロリ菌検査）](#)
- ④ [医療機関への受診勧奨](#)
- ⑤ 特定保健指導流入防止対策（啓発文書の送付）
- ⑥ [こころとからだの相談窓口（24時間電話健康相談サービス）](#)
- ⑦ [禁煙サポート（オンライン禁煙プログラム）](#)
- ⑧ [インフルエンザ予防接種補助金](#)

●医療費の適正化

- ① 医療費通知「MY HEALTH WEB」
- ② ジェネリック医薬品差額通知
- ③ ポリファーマシー通知
- ④ 重複・頻回受診者に対する通知
- ⑤ セルフメディケーションの推進

●各種講習会

- ① 算定基礎届説明会・健康経営優良法人セミナー等
- ② メンタルヘルスセミナー・フィジカルヘルスセミナーの講師手配及び講師料補助
- ③ 健康動画の提供

●広報

- ① 個人向け健康ポータルサイト「MY HEALTH WEB」
- ② ホームページ (<https://www.daiyaku-kenpo.or.jp/>)
- ③ 機関紙「けんぽだより」
- ④ 保健事業ガイド

●体づくり

- ① WEB ウォーキング大会（歩 Fes.）
- ② 野球大会
- ③ テニス大会
- ④ フィットネスクラブ
- ⑤ 夏期プール利用割引券

●保養施設

- ① 契約保養施設利用補助
- ② 夏期「海の家」開設

●大阪薬業保健センター

- ① 直営診療所の運営（薬業大阪診療所）
- ② 直営健診センターの運営
- ③ 貸会議室

●その他

- ① [事業所別健康レポート](#)
- ② [ゴンドラ・リフト券等の優待利用](#)

各種健診・オプション検診・保健指導・受診勧奨

項目		対象者	実施回数	一部負担金（税込）	実施方法（一次健診）	疾病予防補助金（税込）等
健診	一般健康診査	被保険者及び被扶養者	<ul style="list-style-type: none"> 一般健康診査 生活習慣病健診 人間ドック 特定健診 のいずれかを年度内（4月～翌3月）に1回	1,100円	<ul style="list-style-type: none"> 大阪薬業保健センター 契約健診機関 巡回健診 	健診費用から一部負担金を差し引いた金額のうち、次の金額を上限に補助（上限）7,150円
	生活習慣病健診	35歳以上の被保険者及び被扶養者		2,200円	<ul style="list-style-type: none"> 契約健診機関 健保連 人間ドック 指定施設 	健診費用から一部負担金を差し引いた金額のうち、次の金額を上限に補助（上限）14,300円
	人間ドック			健診費用のうち 33,000円を超える額		<ul style="list-style-type: none"> 契約健診機関 健保連 人間ドック 指定施設
	特定健診	40～74歳の被保険者及び被扶養者		被保険者 1,100円 被扶養者 無料	<ul style="list-style-type: none"> 特定健診委託機関（健保連集合契約Aタイプ・Bタイプ等） 	健診費用から一部負担金を差し引いた金額のうち、次の金額を上限に補助（上限）7,150円
	歯科予防健診	被保険者及び被扶養者		年度内（4月～翌3月）に1回	550円 ※ファミリー歯科健診は無料	<ul style="list-style-type: none"> 集合健診（大阪薬業保健センター）・ファミリー歯科健診 巡回健診（最小実施人数30人） 日本歯科衛生協会（大阪本社：06-6325-8011） 総合健康促進保健協会関西（06-4806-1022）
オプション検診	腹部超音波検査	35歳以上の被保険者及び被扶養者	年度内（4月～翌3月）に1回	疾病予防補助金を超える額	<ul style="list-style-type: none"> 契約健診機関 巡回健診 	検診費用から一部負担金を差し引いた金額のうち、次の金額を上限に補助（上限）4,180円
	前立腺がん検診	50歳以上の被保険者及び被扶養者			<ul style="list-style-type: none"> 大阪薬業保健センター 契約健診機関 巡回健診 	検診費用のうち、次の金額を上限に補助（上限）1,980円
	乳がん検診	18歳以上の被保険者及び被扶養者			<ul style="list-style-type: none"> 契約健診機関 巡回健診 ●乳腺エコー ●マンモグラフィ ●乳腺エコー + マンモグラフィ（同時実施に限る） 	健診費用のうち、次の金額を上限に補助 ●乳腺エコー（上限）3,740円 ●マンモグラフィ（上限）4,620円 ●乳腺エコー + マンモグラフィ（上限）8,360円
	子宮頸がん検診				<ul style="list-style-type: none"> 契約健診機関 巡回健診 ●子宮細胞診（自己採取不可） 	検診費用のうち、次の金額を上限に補助（上限）3,520円
	肝炎ウイルス検診	35歳以上の被保険者及び被扶養者			<ul style="list-style-type: none"> 大阪薬業保健センター 契約健診機関 巡回健診 	検診費用のうち、次の金額を上限に補助（上限）2,310円
郵送検診	歯周病リスク検診	35歳以上の被保険者及び被扶養者	年度内（4月～翌3月）に1回	550円	検査委託業者に個人が直接申込み ●唾液検査（検体自己採取） 唾液中の血液反応（ヘモグロビン量）を測定	
	ピロリ菌検査		当組合在籍期間に1回	1,100円	検査委託業者に個人が直接申込み ●便中抗原検査（検体自己採取）[夏期（7～9月）は検査不可]	
大阪薬業保健センター	海外赴任前及び帰国後の健康診断	被保険者及び帯同する被扶養者等	随時	右記	<ul style="list-style-type: none"> 大阪薬業保健センター（労働安全衛生規則第45条の2に基づく健康診断） ●海外赴任前 11,000円、海外赴任前（胃追加）21,802円 ●海外帰国後 10,758円、海外帰国後（胃追加）21,549円 	
	海外赴任に伴う予防接種	被保険者及び帯同する15歳以上の被扶養者等		A型肝炎 14,300円 B型肝炎 4,400円 破傷風 3,300円 日本脳炎 5,500円 狂犬病 13,200円 腸チフス 7,700円	<ul style="list-style-type: none"> 大阪薬業保健センターにて、毎週水曜日午後2時から実施（完全予約制） 	
	腫瘍マーカー検査	被保険者及び被扶養者		右記	<ul style="list-style-type: none"> 大阪薬業保健センターにて、実費負担で実施 ●CEA（大腸・胃等） ●AFP（肝臓） ●CA19-9（膵臓・胆嚢・肺等） 負担金：3項目セットで2,552円（税込） ●CA125（卵巣等） ●CA15-3（乳がん等） 負担金：2項目セットで2,024円（税込） 	
特定保健指導	特定健診により必要であると認められた方	「高確法」のプログラムにより定められた回数		<ul style="list-style-type: none"> 大阪薬業保健センター 特定保健指導委託機関 	費用のうち、次の金額を上限に補助 ●動機付け支援（上限）7,700円 ●積極的支援（上限）24,200円	
組合保健師による健康相談	被保険者及び被扶養者	随時		<ul style="list-style-type: none"> 大阪薬業保健センター（06-6941-6354） 	健診結果に関する疑問点や日常生活の健康に関するご相談をお受けします。	
医療機関への受診勧奨	健診により必要であると認められた方	随時		<ul style="list-style-type: none"> 医療専門職が電話で生活習慣改善等のアドバイスを実施した後、医療機関受診を促します。 		
特定保健指導流入防止	被保険者及び被扶養者	年度内（4月～翌3月）に1回		<ul style="list-style-type: none"> 前回の健診では特定保健指導対象者でなかったものの、次回の健診で特定保健指導対象者になる可能性が高い方に啓発文書を送付いたします。 		

※オプション検診の大腸がん検診は令和8年4月1日以降、生活習慣病健診の項目に追加するため削除。

※オプション検診の肝炎ウイルス検診は令和8年4月1日以降、実施回数を在籍中に1回から年度内に1回に変更。

※オプション検診の胃がん検診は、令和8年4月1日以降削除。生活習慣病健診または人間ドックをご利用ください。